

<特別児童扶養手当の概要>

精神又は身体に重度又は中度の障害のある20歳未満の障害児を養育する父母等に支給する手当である。

(1) 手当の月額（令和4年4月現在）

1級（重度） 52,400円 2級（中度） 34,900円

通常は、年3回（4月、8月、11月）に分けてそれぞれ原則として4か月分が支給される。ただし、これら以外の月にも、新規受給者や支給停止者等を対象とした支払日を毎月1回設けている。

当該手当は、全額国庫であるが、各健康福祉センターからまとめた受給者への支払いデータを障害者福祉推進課が国へ報告し、それに基づき国が直接受給者に支払っている。

(2) 受給者数（令和4年3月末現在）

・全県（千葉市を除く。） 7,734名（うち君津健康福祉センター管内 505名）

(3) 審査手続

申請者は、関係書類を市町村を經由して健康福祉センターに提出し、健康福祉センターが審査及び認定事務を行う。

(4) 所得状況届

特別児童扶養手当の支給には所得要件があることから、受給者は、毎年8月12日から9月11日までの間に、所得状況や世帯員の状況等を記載した所得状況届を市町村に提出し、市町村から健康福祉センターに送付している。さらに、各健康福祉センターは所得状況届を障害者福祉推進課に送付し、同課からパンチ入力を業者に委託している。

<今回の事案に係る所得状況届の事務処理の流れと経緯>

日付	出来事
令和4年 8月12日（金）～ 9月12日（月）	① 受給者から君津健康福祉センターの管内4市（木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市）への所得状況届の提出期間 ※ 令和4年9月11日は日曜日のため、12日を期限に設定 ② 各市では、所得状況届を審査した上で、審査が終わったものから順次君津健康福祉センターに送付していた。
8月29日（月）～ 9月22日（木）	君津健康福祉センターでは、管内4市から提出された所得状況届をチェックし、チェックが終わったものから順次障害者福祉推進課に送付していた（同センターが受理した所得状況届は計483件。うち支給が426件、所得基準超過等による不支給が57件）。
9月20日（火）	① 特別児童扶養手当の11月11日支給分に係る所得状況届の各健康福祉センターから障害者福祉推進課への提出期限 ② この日までに、君津健康福祉センターからは320件（うち支給が283件、所得基準超過等による不支給が37件）の所得状況届が障害者福祉推進課に送付されており、同課では、他の健康福祉センターから提出された所得状況届と併せて順次パンチ入力の委託業者に送付していた。
9月22日（木）	君津健康福祉センターが所得状況届163件（うち支給が143件、所得基準超過等による不支給が20件）を障害者福祉推進課に送付した（障害者福祉推進課に到着したのは9月26日（月））。

日 付	出 来 事
9月28日（水）	<p>① 特別児童扶養手当の12月9日支給分に係る所得状況届の各健康福祉センターから障害者福祉推進課への提出期限</p> <p>② この期限は、本来は、受給者から市町村に提出期限を過ぎて提出された所得状況届等について、12月9日に特別児童扶養手当を支給するために設けている期限である。</p> <p>③ しかし、君津健康福祉センターでは、このスケジュールを誤認し、この日までに所得状況届を送付したものであっても、11月11日の支給に間に合うと考えていた。</p>
10月6日（木）	9月28日提出期限分の所得状況届について、パンチ入力の結果を障害者福祉推進課から各健康福祉センターに送付した（君津健康福祉センターに到着したのは10月7日（金））。
10月7日（金）	君津健康福祉センターの担当職員が、障害者福祉推進課から返送された所得状況届のパンチ入力の結果を確認していたところ、9月22日送付分に係る特別児童扶養手当が12月9日支給になることを把握したが、支給が遅延することが問題であるとの認識を持つには至らなかった。
10月19日（水）	<p>11月11日支給分データについてのシステム入力の最終期限。受給者データの修正の必要がある場合は、この日までにシステム入力を行わなければならないが、君津健康福祉センターでは、その必要性を認識していなかったため、修正入力を行わなかった。</p> <p>君津健康福祉センターが管内4市に対し、特別児童扶養手当の11月11日支給分に係る特別児童扶養手当証書等を送付した。</p>
10月25日（火）	<p>① 君津市役所から君津健康福祉センターに対し、本来であれば11月11日に特別児童扶養手当を支給すべき受給者の一部が同日の支給対象になっていないことについて連絡があり、同センターとして支給遅延の問題を把握した。</p> <p>② 君津健康福祉センターから障害者福祉推進課に対し、特別児童扶養手当について支給遅延が発生する旨の報告があった。</p> <p>③ 障害者福祉推進課から各健康福祉センターに対し、支給遅延が発生していないか調査するように指示した（調査結果：君津健康福祉センター以外は該当なし。）。</p>
10月29日（土）	君津健康福祉センターで調査した結果、特別児童扶養手当の支給が12月9日に遅れる受給者の件数と金額が管内4市で143件、27,221,100円であることを確認した。
10月31日（月）	支給遅延となった受給者全員に対し、君津健康福祉センターから支給遅延のおわびの文書を送付した。
11月1日（火）～ 11月6日（日）	支給遅延となった受給者全世帯に対し、君津健康福祉センターから個別に電話又は訪問により説明と謝罪を行った。